

## 新たな文化施設の管理運営について

### 1. 管理運営（案）

- (1) 開館時間 午前10時から午後6時まで（入館は午後5時30分まで）
- (2) 休館日 月曜日（祝日の場合は翌平日）、年末年始、展示替え期間
- (3) 理由 周辺施設（トキワ荘マンガミュージアム等）と時間を合わせるため。

### 2. 貸出（案）

- (1) 貸出施設 多目的室1・2
- (2) 貸出の目的 昭和の歴史・文化を次世代に継承するとともに、地域活性化に資するため
- (3) 貸出行事等 貸出の目的に適した下記行事等
  - ①会議
  - ②行事その他催し物
  - ③物販、その他営利目的の使用、入場料その他これに類する金銭等を徴収する催し物
- (4) 貸出対象者 区民（在住、在勤、在学）、区内外の団体
- (5) 貸出時間 開館時間の範囲内で、「午前」「午後」の2枠を設定する。
  - 例）午前枠：午前10時～午前12時（2時間）
  - 午後枠：午後1時～午後5時（4時間）
- (6) 連続利用 7日間まで
  - ※区長が特に必要があると認めるときは、この限りではない。
- (7) 使用料 検討中